

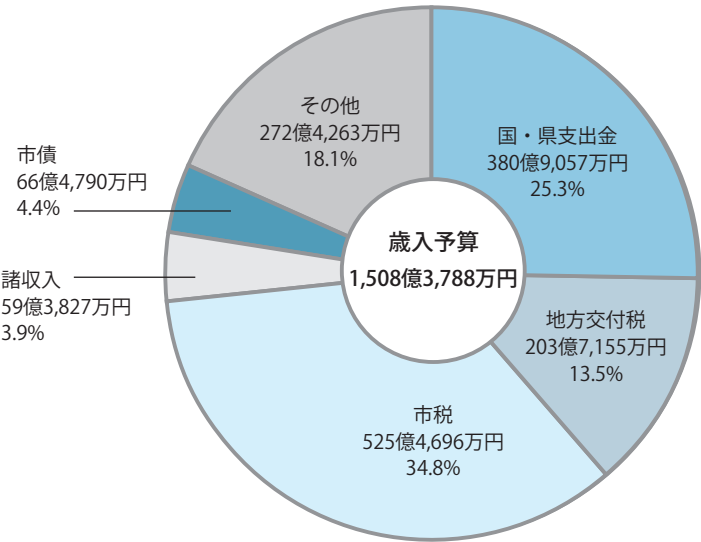
第1章 市税とくらし

①市税の収入はいくら？

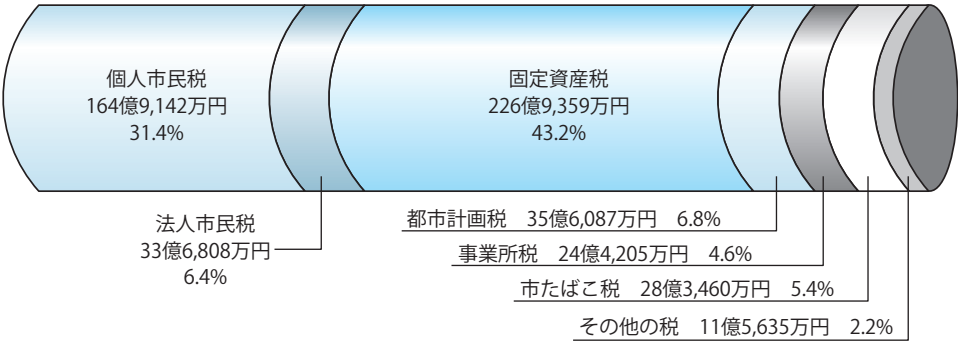
市の収入は、市民の皆さんに納めていただく市税を中心とした自主財源と、国や県から市の仕事に対して支出される国・県支出金、国税の一部から全国の市町村に配分される地方交付税などの依存財源からなっています。

いわき市の令和7年度の当初歳入予算は1,508億3,788万円で、そのうち市税は525億4,696万円で収入全体の34.8%を占め、重要な財源となっています。

◆いわき市の収入

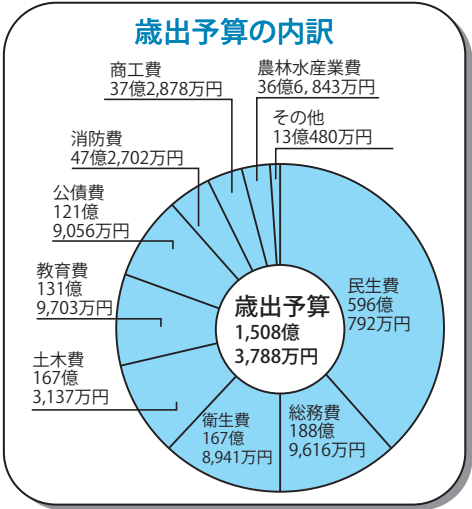
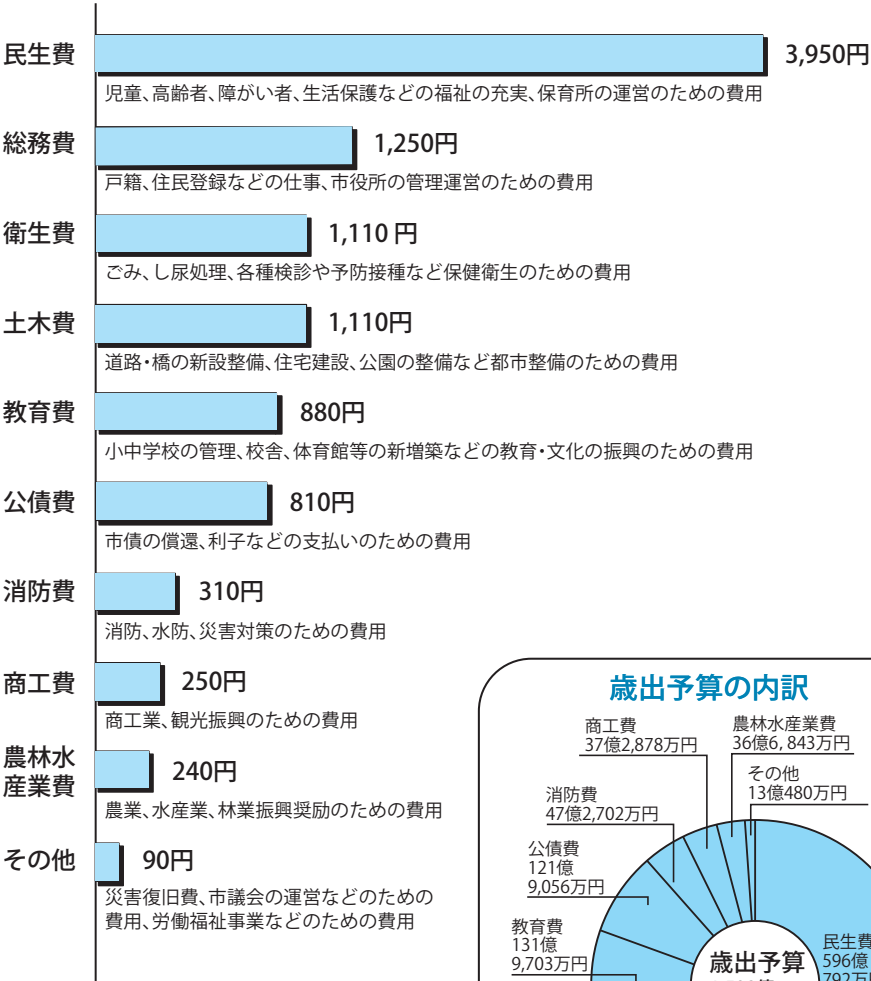


◆市税収入の内訳



②市の収入 1 万円の使いみち

市民の皆さんに納めていただいた市税がどのように活用されているか、市の収入の総額を 1 万円に換算して表しました。

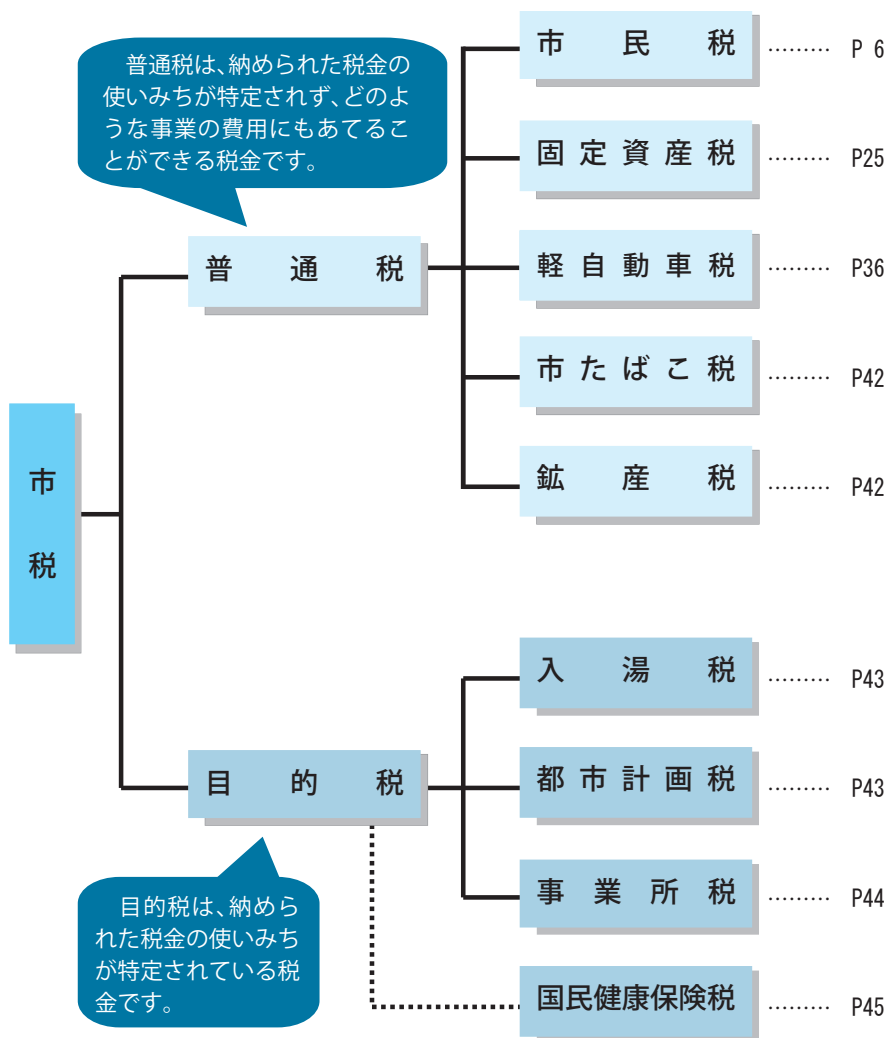


※表示単位未満を四捨五入しているため、積み上げが合計と一致しない場合があります

③いわき市の税体系

市税とは、市に納める税金の総称です。これに対して、国に納める税金を国税、県に納める税金を県税といいます。

現在、市民の皆さんに納めていただいている市税には、次のものがあります。



④税制改正等による変更点

税制改正等による変更点は次のとおりです。

～令和7年度に適用された主なもの～

●個人住民税

・定額減税

令和6年度の個人住民税において対象にならなかった、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者に係る定額減税を令和7年度の個人住民税で行います。対象となる方は、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で、生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円以下の方で国外居住者を除く。）を有する方となります。

定額減税額・・・1万円

※減税額が個人住民税所得割を上回る場合は、所得割額が減税の限度額になります。

※均等割額及び森林環境税については、減税の適用はありません。

●軽自動車税

・二輪車の車両区分の新設（軽自動車税種別割）【令和7年度地方税制改正分】

令和6年11月13日施行の道路運送車両法施行規則の一部改正に基づき、総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW(50cc相当)以下に制御したバイク(新基準原付バイク)に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円(50cc原付と同額)とする。

※現行の50cc原付バイクは、令和7年11月以降、新たな排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。

車 種		税 額
原動機付 自 転 車	特定小型原動機付自転車	2,000円
	50cc 又は 0.6kW 以下	2,000円
	90cc 又は 0.8kW 以下	2,000円
	125cc 以下かつ 4.0kW 以下	2,000円
	125cc 又は 1.0kW 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円

適用時期 令和8年度分から適用

●国民健康保険税

・負担の上限となる賦課限度額引き上げについて

基礎課税額を65万円から66万円に引き上げました。

後期高齢者支援金等課税額を24万円から26万円に引き上げました。

・低所得世帯への軽減判定基準拡大について

5割軽減の対象となる所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の対象となる所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を54万5千円から56万円に拡大しました。

～令和8年度から適用される主なもの～

●個人住民税

・特定親族特別控除の創設

所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおり控除額を控除します。

給与収入	親族等の合計所得金額	控除額	控 除
123万円以下	58万円以下	45万円	特定扶養控除
123万円超160万円以下	58万円超95万円以下	45万円	特定親族特別控除
160万円超165万円以下	95万円超100万円以下	41万円	
165万円超170万円以下	100万円超105万円以下	31万円	
170万円超175万円以下	105万円超110万円以下	21万円	
175万円超180万円以下	110万円超115万円以下	11万円	
180万円超185万円以下	115万円超120万円以下	6万円	
185万円超188万円以下	120万円超123万円以下	3万円	

●たばこ税

・市税たばこ税の課税標準見直し

○加熱式たばこの課税方式の見直し【令和7年度地方税制改正分】

加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準について、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

イ 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの一本に換算する方法

ロ 上記イ以外の加熱式たばこ

当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこの一本に換算する方法

		現行の換算方法	改正後の換算方法
現 行		現行の換算方法×1.0	—
改正後	第一段階	現行の換算方法×0.5	新換算方法×0.5
	第二段階	—	新換算方法×1.0

適用時期 第一段階 令和8年 4月1日

第二段階 令和8年10月1日